

千葉県フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第4条（1）ア（エ）の規定に基づき、フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱の例による。

（目的）

第3条 本事業は、フレイル状態の高齢者に対し、身体機能の回復とともに生活環境の調整を行い、「生活行為の改善」を図ることで、介護状態に陥ることを防ぐとともに、生きがいや役割を持って暮らし続けられることを目指す。高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけ、日常生活の活動を高めるとともに、家庭で役割を持ち、社会への参加を促す支援を行うことで、自立した生活の維持を図ることを目的とする。

（実施主体）

第4条 本事業の実施主体は、千葉県とする。ただし、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者等に委託することができる（本事業を受託した者を以下「事業者」という。）。

（対象者）

第5条 本事業の対象となる者は、本市に住民票を有する65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）居宅要支援被保険者（法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるものをいう。）
- （2）事業対象者（法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準に該当する第1号被保険者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象としない。

- （1）指定介護予防サービス（「指定介護予防福祉用具貸与」を除く）を利用している者。
- （2）法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（但し法施行規則第140条の62の3第1項第2号に基づき千葉県が実施する地域支え合い型訪問支援及び地域支え合い型通所支援を除く）を利用している者。
- （3）事業の運営に支障を及ぼすと認められる者。
- （4）その他、市長が不相当と認めた者。

(事業内容)

第6条 本事業は、次の各号に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 事前アセスメント

理学療法士または作業療法士（以下「リハビリテーション専門職」という。）が対象者の家庭を訪問し、サービス提供に際して考慮すべきリスク、対象者のニーズ、居宅生活における対象者の生活機能及び生活環境等について、対象者及びその家族等から聞き取りを行う。

(2) 訪問及びサービスの提供

リハビリテーション専門職が対象者の家庭を定期的に訪問し、面談を行う。面談では、動機づけ支援（本人の生活状態の把握、本人の状態に合わせた行動目標を提案、行動目標の達成に向けた取組状況の確認、生活機能に関する助言等）を行うことで、対象者が自身の心身機能及び生活機能を客観的に把握し、その改善に向け主体的に目標を設定し、行動できるよう支援する。

(3) その他

サービスの利用期間中は、実施プログラムや対象者自身の目標に応じて、市、千葉市あんしんケアセンター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターのこと、以下同じ。）、生活支援コーディネーター等の関係機関と連携し、通いの場や趣味活動（家庭内での役割等を含む）に繋ぐことで、サービス終了後も健康と生活機能を維持できるよう、利用者に対し必要な支援を行う。

2 前項に規定する事業内容のうち、(2) および (3) は、対象者が第9条に定める本事業の利用承認を受けたのちに実施するものとするが、(1) は、対象者が第8条に定める利用申請を行っていれば、当該利用承認を受ける前であっても実施することができる。

(実施方法等)

第7条 本事業は、千葉市あんしんケアセンター、または市が実施する介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業）に基づき、前条の各号に掲げるプログラムを実施する。

1 前条「(1) 事前アセスメント」は、対象者1人につき60分程度で1回実施する。

2 前条「(2) 訪問及びサービスの提供」は、対象者1人につき1回あたり60分程度、概ね1週間に1回の頻度で実施し、実施期間は原則3か月（最大12回）とする。ただし、サービスの継続により機能の回復が見込まれる場合は、最長6か月（最大24回）まで利用を延長することができる。

3 この事業は、原則利用者の自宅で実施するものとする。ただし、利用者が希望する場合は、市または事業者が会場を確保した上で、各区保健福祉センター等の公共施設において実施することも可能とする。

(利用の申請)

第8条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の承認及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対して本事業の利用の承認または不承認を決定し、その結果を千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービ

ス) 利用承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（利用延長の申請）

第10条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間の延長を希望するときは、千葉県フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用期間延長申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用延長の承認及び通知）

第11条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用者に対して利用期間の延長の承認または不承認を決定し、その結果を千葉県フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用期間延長承認・不承認通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（利用の取消）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用決定を取り消すことができる。

- （1）利用者が第5条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により、事業の利用決定を受けたとき。
- （3）利用者より本事業を辞退する旨の申し出があったとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用決定を取り消したときは、千葉県フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用取消通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

（利用料）

第13条 本事業の利用に際し、利用者が負担する利用料は無料とする。

（秘密保持等）

第14条 事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないものとする。

- 2 事業者は、当該事業の従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本事業は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくものとする。

（苦情処理）

第15条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための担当者の設置、その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関し、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市からの求めがあった場合には、市に対し、前項の改善の内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを行う千葉県あんしんケアセンター、市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

4 事業者は、前項の事故による損害を賠償するための保険に加入するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

（あて先）千葉市長

住所 _____

申請者 氏名 _____ 対象者との続柄 _____

連絡先電話番号 _____

※署名しない場合は記名押印してください。

千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用申請書

私は別紙「個人情報使用及びサービス利用に関する同意項目」に同意するとともに、千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施要綱第8条の規定により、下記のとおり事業の利用を申請します。

記

| | | | | |
|------------|-------------------------|--|----------------|-----------------------|
| 対象者 | ふりがな | | 生年月日 | 支援区分 |
| | 氏名 | | 年 月 日生 (歳) | 要支援1 要支援2 事業対象者 |
| | 住所 | | 電話番号 | |
| 緊急連絡先 | ふりがな | | 対象者との続柄 | |
| | 氏名 | | 電話番号 | |
| 主治医 | 医療機関名 医師の氏名 (診療科) | | 電話番号 | |
| 利用を希望する事業者 | | | | |

個人情報使用及びサービス利用に関する同意項目

私は、「千葉県フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）」（以下、「本事業」という。）の実施に際し、自身及びその親族等に関する個人情報について、本事業の遂行のため必要最低限の範囲内で、下記に記載するところにより、使用、収集又は提供することに同意します。また、その他同意事項についても同意します。

1 使用する個人情報の内容（例示）

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、本事業を実施するために最小限必要な利用者や親族等個人に関する情報
- (2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果・意見等の利用者の要介護認定情報
- (3) その他の本事業の実施に際し必要な情報

2 個人情報の使用目的

- (1) 本事業の実施、利用決定、関係機関との調整に係る事務及び連絡調整
- (2) 本事業の効果検証
- (3) 利用者の体調に急変が生じた際の医療機関等への連絡
- (4) 行政機関等からの法令に基づく照会等
- (5) その他の本事業の実施に際し必要な事項

3 個人情報の使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の使用は、「2 個人情報の使用目的」に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう取り扱うこととする。
- (2) 利用者本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができるものとする。

4 個人情報を使用する機関・事業者等

収集した個人情報は、本事業に関わる範囲でのみ、次の機関・事業者等間で使用、共有する。

- (1) 千葉県（千葉県が設置する地域包括支援センターを含む。）
- (2) 千葉県フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）委託事業者（以下、「事業者」という。）
- (3) 医療機関
- (4) 介護サービス事業者
- (5) 千葉県以外の行政機関（千葉県、千葉県後期高齢者医療広域連合等）
- (6) その他の本事業の実施に際し必要な関係機関等

5 その他同意事項

- (1) 本事業の実施の際は過去の病歴や現在の身体状況を考慮し、利用者自身の責任で事業に参加すること。
- (2) 本事業の面談時間内及び面談時間外（事業内で設定した目標に向け活動をしている際等）で事業者の責でない事由での事故等により生じた損害について、利用者自身の責任で対応すること。
- (3) 身体に何らかの変調や異常が発生した場合は、速やかに関係機関へ申し出ること。
- (4) 参加申込後においても、健康状態その他の理由により、本事業の利用または継続が適当でないと市が認めた場合には、利用を承認しない、または既に承認した利用の取消しを行うことがあること。

様

千葉市長 印

千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）の利用について、下記のとおり利用を承認・不承認したので、千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 利用者氏名 ○○ ○○
- 2 利用者住所 千葉市○○区△△町□□番地
- 3 利用期間 初回訪問日から概ね3か月間
- 4 不承認の場合はその理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

（あて先）千葉市長

利用者 住所 _____
 氏名 _____ 対象者との続柄 _____
 連絡先電話番号 _____

※署名しない場合は記名押印してください。

千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用期間延長申請書

私は、 年 月 日付け 千保健推第 号により承認された千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）の利用について、千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施要綱第10条の規定により、下記のとおり利用期間の延長を申請します。

記

| 対象者 | ふりがな | 生年月日 | | 支援区分 |
|----------------------------|------|----------------|----------------------------|-----------------------|
| | 氏名 | 年 月 日生 (歳) | | 要支援1 要支援2 事業対象者 |
| | 住所 | 電話番号 | | |
| <延長期間> | | | | |
| <延長理由> | | | | |
| <千葉市あんしんケアセンター意見> | | | <リハビリテーション専門職意見> | |
| 事業所名 _____ 担当者氏名※ _____ | | | 事業所名 _____ 担当者氏名※ _____ | |

※署名しない場合は記名押印してください。

様

千葉市長 印

千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用期間延長承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）の利用期間の延長について、下記のとおり延長を承認・不承認したので、千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 利用者氏名 ○○ ○○
- 2 利用者住所 千葉市○○区△△町□□番地
- 3 延長後の利用期間 初回訪問日から概ね6か月間
- 4 不承認の場合はその理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長 印

千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）利用取消通知書

年 月 日付け 千保健推第 号により承認した千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）の利用について、下記のとおり利用の承認を取り消したので、千葉市フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 利用者氏名 ○○ ○○
- 2 利用者住所 千葉市○○区△△町□□番地
- 3 承認取消日
- 4 取消理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。